

名刺の魔力といいますか、名前の上に「取締役」などと付けば、何とも気持ちのよいものではないでしょうか。職業欄にも「会社役員」と書けるのです。ちなみに役員というのは通称であり、法的には取締役といわれます。

ところで、最近よく「**執行役員**」なる肩書きを目にしますが、これは取締役などから依頼を受けて、ある部門の業務責任者として仕事を任された人のことであり、社内における役職の一つです。取締役を兼務している場合は別ですが、**法律上の立場は取締役ではなく社員**です。

会社に雇用の義務があるのは、基本的に 65 歳までです。再雇用、転職再就職に関わらず、65 歳以降も働くことを希望するならば、会社から選ばれる必要があります。私は日ごろから会社経営者とお話する機会がありますが、「こんな人なら年齢関係なく雇い続けたい」「こんな人は勘弁願いたい」という人物像は、ある程度共通しているものです。

しかし「やばい会社」ほど、具体的な仕事内容は記載せず、あいまいにしていることが多いのです。中には、社員募集としておきながら、実際は業務委託で仕事をさせられる違法な求人もあります。業務委託というのは会社との雇用関係ではありませんから、労働法関係の保護は基本的に受けられません。

「やばい会社」は、会社が義務を負うような書類を作りたがりません。トラブルがし起きた際に、不都合なことをうやむやにしたいからです。具体的には、遅くとも入社日までに労働時間や賃金などが記載された「雇用契約書」または「労働条件通知書」がもらえない場合は要注意です。

入社後 2 週間を過ぎても、社会保険や雇用保険の加入手続きがなされていないような場合は、入社時の手続きがおろそかにされている可能性があります、こちらも注意が必要です。

私は社会保険労

務士という仕事柄、会社や働く人から口約束によるトラブルのご相談をよく受けます。そこでいつも思うのは、「紙に書いたものが一枚でもあれば」ということです。

約束事においては、どちらがよい悪いというより、**そもそもどのような約束だったかが大切**です。後々のトラブルを避けるためにも、できれば雇用契約書や労働条件通知書などの文書で受け取っておくと安心です。

会社が **60 歳以上の新規採用者**に求める役割は、主に一般作業員や事務職、管理部門の責任者、もしくは専門職のスペシャリストです。一般作業員や事務職であれば、決められたことを、決められた時間内に、決められたとおりにやるのが役割です。一方、管理部門の責任者や専門職のスペシャリストであれば、その会社で不足するノウハウを補うことが主な役割です。

一般に経歴というのは、**自分が考えているほど他人は評価していない**ものです。

「自分は立派な経歴の持ち主なので、こんな現場仕事では役不足だ」とか「自分の経歴からすると、もっと大きな役割を与えられるべきだ」などと思うこともあるかもしれませんが、しかし、あなたの仕事は、これまでの経歴ではなく、**現在のあなたの市場価値や実力から決められたもの**なのです。

基金に加入していたかどうか分からない場合は、「ねんきん定期便」で確認するか、企業年金連合会（企業年金コールセンター 0570-02-2666）へ電話で問い合わせることもできます。その際には、基礎年金番号、氏名、生年月日などを答える必要があります。

65 歳までは健康保険料に上乗せして賃金から天引きされていた介護保険料ですが、65 歳からは原則として支給される年金から天引きされます。

繰り下げは、老齢基礎年金または老齢厚生年金のいずれか、もしくは両方できます。65 歳時点で届く「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の「繰り下げ希望欄」に、繰り下げる年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）のどちらかに丸をつけて返送します。両方繰り下げる場合は返送しません。

余談ですが、厚生労働省の資料によりますと、**繰り下げを選択している方は 1% 程度**です。

繰り下げ支給になるのは、**66 歳以降に年金請求書と「繰下げ請求書」を提出した月の翌月**からであり、繰り下げ請求する年齢を前もって決めておく必要はありません。繰り下げ請求したい月の前月に年金請求書と「繰下げ請求書」を提出すればよいのです。

夫が死亡した場合の年金

●妻が 65 歳まで

妻が 65 歳までは遺族厚生年金が支給されます。年金額は、夫が受給中、もしくは受給できるはずだった老齢厚生年金額の 4 分の 3 です。

●妻が 65 歳以降

遺族厚生年金を受給している妻が 65 歳になると中高齢の加算は打ち切れ、次の①と②を合計した年金を受け取ることになります。

①妻自身の老齢基礎年金

②「自分の老齢厚生年金」、「遺族厚生年金」、「自分の老齢厚生年金の 2 分の 1 + 遺族厚生年金の 3 分の 2」の 3 つのうち 1 番多い額を上限額として、まず自分の老齢厚生年金を全額受給し、上限額との差額分を遺族厚生年金として受給する。

失業保険は古いよ。今は**雇用保険**っていうのよ。厚生年金と健康保険がセットで**社会保険**、雇用保険と労災保険がセットで**労働保険**っていうのよ。

また、交通事故に遭ったときや、他人の飼い犬に噛まれた場合なども健康保険が使えますが、「第三者行為による傷病届」を協会けんぽへ提出する必要があります。この場合、**協会けんぽは加害者に医療費を請求**します。

なお、病気やケガで医療機関を受診した場合でも、その原因となる出来事が**業務中や通勤中に起きた場合は健康保険が使えず、労災保険扱い**になります。

健康保険では、病院など医療機関の窓口健康保険証を提示して診療を受けることが原則です。しかし、病院の治療費とは別に、医師が認めたコルセットやギプスなどの装具代、整骨院への受診費などについて、7 割相当額が後で払い戻されることがあります。これを「**療養費**」といいます。

病気やケガのため会社を休み、賃金が出ない場合などには、支給要件を満たせば支給開始から最長 1 年 6 カ月の間、標準報酬月額に応じた**傷病手当金**が支給されます。また、要件を満たせば会社を退職しても支給は続きます。ただし、会社に在職中は、賃金が出なくても社会保険料は通常どおりの負担が必要です。なお、病気やケガの原因となる出来事が業務中や通勤中に起きた場合は、適用されません。

傷病手当金を受けるには、次の 4 つの要件すべてを満たす必要があります。

①病気やケガで療養中であること

自宅療養か入院かは問いません。健康保険証を使わず自費診療でも構いません。ただし、業務中や通勤途上の病気やケガなどの場合は対象になりません。たとえば自転車に乗ってケガをした場合、家からスーパーに買い物に行くときのことであれば傷病手当金の対象ですが、通勤中のことであれば労災保険扱いです。

②労務不能であること

今まで従事していた仕事に就けない場合をいいます。労務不能の状態かどうかは自己判断・自己申告で決めるものではなく、それまでの職種や業務内容が考慮され、医師の証明が必要です。

③4日以上仕事を休むこと

療養のために会社の休日や有給休暇も含め連続して3日以上休んだ場合に、4日目から支給が開始されます。休み始めてから最初の3日間を**待期間**といい、この3日間は連続して休む必要があります。

④賃金が出ないこと

●雇用保険は年齢無制限

雇用保険は従来65歳以上で新たに雇用された場合は加入できませんでしたが、**平成29年1月1日より、1週20時間以上勤務などの条件を満たせば年齢無制限**になりました。それに合わせて、1回限りの給付だった高年齢求職者給付金も、雇用保険の加入期間が6カ月以上あれば何度でも受給できるようになりました。

もちろん、高年齢求職者給付金は退職すれば自動的にもらえるのではなく、失業し、再就職する意思と能力があるなど、いくつかの条件を満たした場合に受給できるものです。また、自己都合退職などの場合は、受け取るまでに3カ月程度の給付制限があり、退職日の翌日から1年間（受給期間）に受け取らなくてはなりません。これは、65歳までの失業給付と同じです。